

平成18年第5回(10月)みなかみ町議会臨時会会議録

平成18年10月17日(火曜日)

議事日程 第2号

平成18年10月17日(火曜日)午前10時30分開議

日程第1 議案第172号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

日程第2 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	矢野義夫	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	助役	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	櫛渕哲夫君	水上支所長	阿部正一君
新治支所長	石坂一美君	財政課長	木村一夫君
地域振興課長	林昭君	税務課長	林文博君
保健福祉課長	原澤和己君	環境課長補佐	須藤裕寿君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	阿部一司君
建設課長	鈴木初夫君	都市計画課長	若桑一雄君
学校教育課長補佐	青柳健市君	上下水道課長	青山実君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 会

午前10時30分開会

- 議 長（傳田創司君） みなさん、こんにちは、ご苦労さまでございます。
- 本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
- ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより、平成18年第5回（10月）みなかみ町議会臨時会を開会いたします。
-

開 議

- 議 長（傳田創司君） これより、本日の会議を開きます。
- 本日の会議はお手元に配布いたしました議事日程（第2号）のとおりであります。議事日程（第2号）のとおり議事を進めます。
-

日程第1 議案第172号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

- 議 長（傳田創司君） 日程第1、議案第172号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
- 本案につきましては、臨時議会初日10月11日に、すでに議案の上程及び提案理由の説明、質疑までが終了しておりますので、討論をより再開いたします。
- これより議案第172号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について討論に入ります。
- まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
- 9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

- 9 番（島崎栄一君） では、この条例に反対する討論をしたいと思えます。
- この条例を改正し、延滞金を免除して、営業を譲渡しようとしているノルンスキー場は、町が34%出資している第3セクターです。3分の1は、町の財産です。
- ノルンスキー場は、高速道路のインターから近く、便が良く、施設も60億円かけて開発ただけあって、大変立派なものです。
- 運営さえ上手くやれば、結構な儲けを生み出す可能性のあるスキー場だと思います。
- もともと、民事再生は、本業での立ち直りの可能性のある事業を過大な負債を減額することによって復活させるもので、つまりノルンスキー場は本業で儲けることができる可能性があるわけです。民事再生の場合、経営者も普通は変わりません。
- そのノルンスキー場を延滞金の1億1千万円までまけて、ほとんどタダで営業を譲渡するということは、町の財産のたたき売りではないでしょうか。本当に今、進めている方法が最前なのか疑問があります。突然、新聞発表でノルンの民事再生の申込みを知らされ、譲渡先も譲渡条件も決まっています、議会は黙って承認すれば良いんだと言われても困ります。
- 今、みなかみ町は経常経費が100%を超え、人件費や必要経費、借金の返済をするにも収入が足りない状態です。借金が多すぎる。職員が多すぎる。いろんな経費がかかりす

ざる。このままでは町が破綻します。職員数が多すぎると言っても、それぞれの生活があり、簡単に減らせるものではありません。

もし、ノルンスキー場の営業を町100%の町営スキー場として、民事再生し、役場職員を20人配置転換して、その人件費をスキー場の儲けで賄えれば、年間2億円の人件費を浮かすことができます。2年で4億、5年で10億。大変な金額で町に貢献します。

民事再生を使って、69億円ある負債をある負債を8割カットし、営業権を100%町にして、経営責任をハッキリさせ、夏場のスポーツも取り入れて、年間を通してお客を呼び、本気で経営すれば、きっと上手くいくはずです。

みなかみ町は、将来240人程に職員を減らさなければ成り立ちません。現在370人いる職員をなるべく早く240人にすれば、財政は助かりますが職員それぞれに生活があり、そうそうできるものではありません。

ノルンスキー場の現在の計画を変更し、町営スキー場として再生すれば、一気に20～30人の職員を配置転換できるのです。町が助かります。職員も助かります。

関ヶ原の戦いで負けた西軍の毛利は、中国地方全体にあった領地が、今の山口県一つになってしまい、それまで毛利に仕えていた侍は、狭い領地に押し込められ、今までのような農民からの年貢だけではどうにも食っていけなくなりました。そんなときに蠟燭の専売制度など、新たな事業を興して毛利長州藩はやり繰りしました。

みなかみ町も職員数の過剰状態という意味では同じです。生き残るためには新たなアイデアが必要です。このみなかみ町の危機を改善する可能性のあるノルンスキー場を安くたたき売ってしまったら、せっかくの可能性を自ら閉ざしてしまうことになります。

ここはもっと慎重に、基本的には、この条例改正は一旦否決して考え直しましょう。

ノルンスキー場という町の財産をあんまり安くたたき売ってはいけません。また、もし、条例を可決したとしても、それがただちにノルンスキー場の営業譲渡というわけではないのだから、スキー場の今後の営業方法ももっと経営上の数字を議会でよく見て、進路を間違えないようにしましょう。立ち行かなくなった原因を突きとめ、それを改善すれば、経営できるはずです。スキー場を再生し、町も再生しましょう。

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

15番河合幸雄君。

(15番 河合幸雄君登壇)

15番(河合幸雄君) 議案第172号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

民事再生法は、バブル経済崩壊による中小企業の経済的救済を目的とする再建型の倒産手続きです。

みなかみ町は、ご承知のように観光を主産業とする地域であります。

第一次産業である農業においても、観光とは切っても切れない形態で、共に地域の発展に寄与してまいりました。

日本経済は、そこを脱し、景気拡大局面が4年9ヶ月に達し、高度成長期の「いざなぎ景気」に並んだと報道されていますが、首都圏及び名古屋、大阪の大都市に集中する大企業の一部に過ぎず、地方においては依然景気の回復基調は見られず、みなかみ町においても、観光関連企業の民事再生法の申請が相次いで発生してまいりました。

本案は、民事再生法の手続きにより、再生を図ろうとする企業に対して、滞納となっている固定資産税の延滞金について、減免する規定を設けるものであります。

民事再生手続きの中でも、租税債権は従業員の給与と共に優先債権ですが、地域の経済的、社会的に意義があると裁判所に認められ、債権者の承認を得られることにより、承認された計画によって、企業の再建が図られます。

当然のことながら、その企業に対し、融資している金融機関、多くの出入り業者に対する債務の一部不履行が生じることになりますが、これ以上、みなかみ町の地域経済を悪化させるわけにはいきません。

民事再生法により、再チャレンジの精神で、みなかみ町に今まで以上の貢献を期待する中で、本案は可決すべきものとして、賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に反対討論の発言を許します。

8番穂刈清一君。

(8番 穂刈清一君登壇)

8番(穂刈清一君) みなかみ町町税条例の改正について反対討論をいたします。

最初に申し上げたいのは、この件については全員協議会及び先の本会議においても、質疑がさえましたが、非常に残念なことに十分な論議もなく、しかも質疑やあるいは質問に対しても、十分な回答もなく、今日に至りました。それについては非常に議会軽視の傾向があるというしか言えません。

まず、町税等の納付が、町民の義務であることは言うまでもありませんが、この町民の中には、ややもすると企業、つまり町が出資して深い関わりを持っている事業体については、含まれないような印象を与えています。

滞納額についても、町民個人よりも株式会社、公社等の方が、大口滞納者である現実がはっきりとしてきているのではないのでしょうか。しかも、町が3,400万円も出資している第3セクターである水上リゾート(株)が69億1千万円もの負債で8月に倒産したことで、町の出資している企業の町税滞納について、町民の関心が非常に高まってきております。

18億円の町税滞納に、差し押さえをして、競売にかけると、そういう言葉で広報に書かれております。多額の滞納者であるノルン水上の責任を問わずに、民事再生法の決定を受けたからといって、これを免除させるとは、町民の素朴な感情から言って、決して承知できるものではありません。

なぜ、ノルン水上を差し押さえしないのかと、そういう疑問の声も今回の条例改正は、この水上リゾート(株)の町税滞納に関わる多額の延滞金を免除しようとするもので、ずさんな経営による責任追及を逃れさせるものであることがはっきりしております。そのようなことは私は許すことはいきません。そこで、私はこの改正には反対しています。以上です。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

6番林喜美雄君。

(6番 林喜美雄君登壇)

6番(林喜美雄君) 議案第172号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

本条例改正は、民事再生等により、地域の企業等が再生を図るに当たり、滞納となっている町税の延滞に当たり、その延滞金について、減免できるものに改正するものであります。

民事再生において、租税及びその延滞金は優先債権として納められるものでありますが、これも民事再生計画が認可されて、初めて納められるものであります。

民事再生が成立しなければ、破産となります。破産となれば、町税の徴収もままならないのが多くの例であります。

その上、従業員等は、職を失うことや、事業再開の目途が早期に立ちにくく、地域経済に与える影響も大きなものになります。

事業が継続されること、従業員の雇用が確保されること等を考慮すれば、この条例改正は必要なものと考えます。

しかしながら、減免に当たっては、慎重に実施していただくことを要望し、本案件は可決すべきものとして、議員皆様のご賛同をお願い申し上げ賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

10番高橋市郎君。

（10番 高橋市郎君登壇）

10番（高橋市郎君） 議案第172号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

現在、町税に多額な滞納が生じている現状を捉えたとき、この税条例の一部改正により、滞納整理業務がよりスムーズに進められるとともに、経営的に行き詰まった事業者等の再生がより円滑に行われることにより、地域経済に及ぼす影響を最小限に留めることを臨むものであります。

この条例のより有効な運用により、町税滞納の解消を進め、財政健全化への一歩となることを願い、賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ないようですので、これにて議案第172号の討論を終結いたします。

議案第172号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数です。

よって、議案第172号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については可決されました。

日程第2 字句等の整理委任について

議長（傳田創司君） 日程第2、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。よって、そのとおりに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

閉 会

議 長（傳田創司君） これにて、平成18年第5回（10月）みなかみ町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（ 10時49分 閉会 ）